

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

マイナンバー（個人番号）を利用した短期給付関係の情報連携について
(通知)

短期給付に係る事務において、マイナンバー（個人番号）を利用した情報連携の本格運用が平成30年10月9日から開始され、当共済組合においても別表のとおり事務手続きの一部について、添付書類の省略が可能となりました。

については、当支部においても下記のとおりマイナンバー（個人番号）を利用した情報連携の運用を開始しますので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

1 情報連携により添付書類を省略できる事務について

- (1) 高額療養費の請求事務（70歳未満の「低所得者」並びに70歳以上の「低所得者Ⅰ」及び「低所得者Ⅱ」の場合）
 - 省略できる書類
 - ・ 課税証明書（所得額証明書）〈別表 No 3〉
- (2) 高額介護合算療養費の請求事務
 - 省略できる書類
 - ・ 自己負担証明書（医療）〈別表 No 4 ーイ〉
 - ・ 課税証明書（所得額証明書）〈別表 No 4 ーロ〉
 - ・ 自己負担証明書（介護）〈別表 No 4 ーハ〉
- (3) 家族出産費の請求（被扶養者認定から6か月以内に出産した場合）
 - 省略できる書類
 - ・ 他の保険者に申請していないことを示す書類〈別表 No 5 ーイ〉
- (4) 被扶養者の認定事務
 - 省略できる書類
 - ・ 資格喪失証明書〈別表 No 9 ーイ〉
 - ・ 認定対象者の課税証明書（所得額証明書）〈別表 No 9 ーロ〉
 - ※ 特別認定の場合のみ提出を求めている書類です。
- (5) 被扶養者の検認事務
 - 省略できる書類
 - ・ 課税証明書（所得額証明書）〈別表 No10ーロ〉

(6) 70歳以上組合員現役並所得（3割負担）判定事務

- 省略できる書類
 - ・ 課税証明書（所得額証明書）〈別表 No12〉

70歳以上の自己負担割合については、通常2割負担となっているが、一定以上所得者^{※1}に該当する場合、3割負担となる。ただし、一定以上所得者であっても、年間収入額が一定額未満^{※2}である場合は、2割負担となるため、確認書類として所得額証明書の提出を求めている。

※1 療養を受ける月の標準報酬月額が280,000円以上。

※2 被扶養者がいない場合には、組合員の年間収入が383万円未満。

被扶養者がいる場合には、組合員と被扶養者の年間収入の合計が520万円未満。

(7) 低所得該当による入院時食事療養費の現金給付の申請事務

- 省略できる書類
 - ・ 課税証明書（所得額証明書）〈別表 No13〉

(8) 低所得該当による入院時生活療養費の現金給付の申請事務

- 省略できる書類
 - ・ 課税証明書（所得額証明書）〈別表 No14〉

(9) 特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る審査事務（難病指定及び小児慢性疾患に該当し、かつ、低所得者に該当する場合）

- 省略できる書類
 - ・ 課税証明書（所得額証明書）〈別表 No15〉

(10) 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請事務

- 省略できる書類
 - ・ 課税証明書（所得額証明書）〈別表 No16〉

限度額適用・標準負担額減額認定証は、低所得者（市町村民税非課税者又は生活保護法の規程による要保護者）である組合員又は被扶養者が高額療養費の現物給付を受けるために交付するものであるため、低所得者該当の確認書類として課税証明書（所得額証明書）の提出を求めている。

2 課税証明書（所得額証明書）の提出を省略する際の同意書の提出について

公立学校共済組合が市町村民税情報を照会するためには、本人の同意を得る必要があります。そのため、情報連携の利用により課税証明書（所得額証明書）の添付省略を希望する場合は、対象者本人が署名・押印した「同意書〔整理番号7-2〕」（新設）を提出してください。

なお、上記1-(9)の事務については、実施機関において同意書を取得し当支部へ提出されるため、組合員等から当支部への同意書の提出は不要です。

また、「同意書〔整理番号7-2〕」については、課税証明書（所得額証明書）の提出を省略する事務手続きの都度、提出していただく必要があります。

3 適用年月日について

平成30年11月1日以降に提出する書類から適用

ただし上記1-(5)の被扶養者の検認事務については、平成31年度の検認事務か

ら利用できることとします。

4 申請書等用紙の新設について

公立学校共済組合関係申請書等用紙として、新たに「同意書〔整理番号7-2〕」を定めたので、当支部のホームページから取得してください。

(アドレス <http://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>)

なお、ホームページからの取得が困難な所属所については、別途送付するので共済組合へ連絡してください。

5 留意事項

- (1) 情報連携により情報照会をする場合、通常処理期間に加えて最低でも1週間程度の期間が必要となることが見込まれるため、急を要する場合等は、従来どおり書類を添付し当支部へ送付してください。
- (2) 上記1の事務で2の同意書の提出を不要としているものについては、当支部へ送付する申告書等の余白に情報連携の利用を希望する旨を記載してください。
(記載例)「情報連携の利用により添付書類省略」
- (3) 今後、支部における情報連携利用対象事務に変更があった場合は再度通知いたします。

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部
年金給付係 益満・福山・坂元 (亜)
電話 099-286-5220

【参考】

(別表)

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 31 条の 2」で定める情報連携による情報照会対象事務一覧

No	対象事務	照会する情報	省略できる添付書類
1	組合員に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給調整事務	地方公務員災害補償法 28 条の休業補償の支給情報	休業補償決定通知書
2	組合員に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給調整事務	介護保険法 18 条一1 の介護給付、2 の予防給付、3 の市町村特別給付の支給情報	
3	組合員による高額療養費の支給の請求に係る事実についての審査事務 【70 歳未満の「低所得者」並びに 70 歳以上の「低所得者Ⅰ」及び「低所得者Ⅱ」の判定】	組合員及び被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書
4	組合員による高額介護合算療養費の支給の請求に係る事実についての審査事務 【他制度・他保険者での給付実績の確認・70 歳未満の「低所得者」並びに 70 歳以上の「低所得者Ⅰ」及び「低所得者Ⅱ」の判定】	イ 組合員及び被扶養者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給情報	自己負担証明書(医療)
		ロ 組合員及び被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書
		ハ 組合員に係る介護保険法 18 条-1 の介護給付、2 の予防給付の支給情報	自己負担証明書(介護)
5	組合員であった者による出産費の請求又は組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査事務 【資格喪失後の給付と家族出産費(家族出産育児一時金)の調整】	イ 請求者又は被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給情報	他の保険者に申請していないことを示す書類
		ロ 請求に係る子又は請求者に係る住民票関係情報(続柄のみ)	住民票の写し(注)
6	組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は組合員の被扶養者であった者の死亡に係る家族埋葬料の支給の申請に係る事実についての審査事務 【資格喪失後の埋葬料と他制度の埋葬料等との調整】	請求者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族埋葬料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給情報	

【参考】

(別表)

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条の2」で定める情報連携による情報照会対象事務一覧

No	対象事務	照会する情報	省略できる添付書類
7	組合員に係る家族療養費，家族訪問看護療養費，家族移送費，家族出産費又は家族埋葬料の支給の調整事務 【日雇特例被保険者への給付との調整】	組合員の被扶養者に係る健康保険法による保険給付の支給情報	
8	組合員による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査事務 【傷病手当金と年金との調整】	イ 介護保険法 18 条-1 の介護給付，2 の予防給付，3 の市町村特別給付の支給情報	
		ロ 年金給付関係情報	年金決定(改定)通知書
9	組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査事務 【被扶養者認定事務】	イ 被扶養者に係る医療保険被保険者等の資格情報	資格喪失証明
		ロ 被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書
		ハ 被扶養者又は組合員に係る住民票関係情報(続柄のみ)	住民票の写し(注)
		ニ 被扶養者に係る年金給付関係情報	年金決定(改定)通知書
10	組合員被扶養者証の検認又は更新事務 【被扶養者の検認事務】	イ 被扶養者に係る医療保険被保険者等の資格情報	資格喪失証明
		ロ 被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書
		ハ 被扶養者又は組合員に係る住民票関係情報(続柄のみ)	住民票の写し(注)
		ニ 被扶養者に係る年金給付関係情報	年金決定(改定)通知書
11	組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査事務 【支払未済給付事務】	請求者に係る住民票関係情報(続柄のみ)	住民票の写し(注)
12	組合員による申請に係る事実についての審査事務(現役並所得判定) 【70歳以上組合員現役並所得(3割負担)判定事務】	組合員又は被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書
13	組合員による食事療養標準負担額の減額に関する特例の請求に係る事実についての審査事務 【低所得該当による入院時食事療養費の現金給付申請】	組合員又は被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書

【参考】

(別表)

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条の2」で定める情報連携による情報照会対象事務一覧

No	対象事務	照会する情報	省略できる添付書類
14	組合員による生活療養標準負担額減額に関する特例の請求に係る事実についての審査事務 【低所得該当による入院時生活療養費の現金給付申請】	組合員又は被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書
15	組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査事務 【難病指定及び小児慢性疾患に該当し、かつ、低所得者に該当する場合の判定】	申出者又は被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書
16	組合員による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査事務 【限度額適用・標準負担額減額認定証申請事務】	組合員又は被扶養者に係る市町村民税情報	課税証明書

(注) 省略する添付書類に記載されている「住民票の写し」については、情報連携により照会できる情報が「世帯主との続柄」に限られております。

※ 公立学校共済組合鹿児島支部において、情報連携により添付書類を省略できる事務については、別添通知のとおりとなります。